


雇用保険改正についてのお知らせ

短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が平成22年4月1日から次のとおり拡大されました。

旧		新
6ヶ月以上の雇用見込みがあること		31日以上雇用見込みがあること
1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること		1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

- ※ 4月1日以前から引き続き雇用されている方については、4月1日時点において、31日以上雇用見込みがある場合には、加入していただく必要があります。
- ※ 適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合(4月1日以前から引き続き雇用され、新たに加わっていただくこととなった場合も含まれます。)には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

雇用保険の保険料率が平成22年4月から改正されました。

◆平成21年3月31日まで

区分	項目	雇用保険率	負担割合	
			事業主	被保険者
①一般の事業		11.0 /1,000	7.0 /1,000	4.0 /1,000
②農林水産・清酒製造の事業		13.0 /1,000	8.0 /1,000	5.0 /1,000
③建設の事業		14.0 /1,000	9.0 /1,000	5.0 /1,000

◆平成 **22** 年 **4** 月以降の賃金については以下の率になります。

区分	項目	雇用保険率	負担割合	
			事業主	被保険者
①一般の事業		15.5 /1,000	9.5 /1,000	6.0 /1,000
②農林水産・清酒製造の事業		17.5 /1,000	10.5 /1,000	7.0 /1,000
③建設の事業		18.5 /1,000	11.5 /1,000	7.0 /1,000

被保険者負担分雇用保険料の計算方法

$$\text{賃金総額} \times \text{被保険者負担率}$$

平成22年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。

平成21年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料の算定基礎に含まれます。

(例)賃金締切日が3月で支払日が4月の場合 → 確定保険料(21年度分)の算定基礎に含める

《1円未満の端数が生じた場合》

①被保険者負担分を賃金から**源泉控除**する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。

②被保険者負担分を被保険者が**事業主へ現金で支払う**場合、被保険者分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。

※但し、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

労 災 保 険 率 表

(平成21年4月1日改定)

事業の種類	事業の種類	労 災 保 険 率		
		改定前	改定後	
林業	林業	1000分の60	1000分の60	
	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の41	1000分の32	
漁業	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	1000分の41	
	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石灰石鉱業	1000分の87	1000分の87	
鉱業	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の46	1000分の30	
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5	1000分の6.5	
	採石業	1000分の70	1000分の70	
	その他の鉱業	1000分の28	1000分の24	
	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の118	1000分の103	
建設事業	道路新設事業	1000分の21	1000分の15	
	舗装工事業	1000分の14	1000分の11	
	鉄道又は軌道新設事業	1000分の23	1000分の18	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1000分の15	1000分の13	
	既設建築物設備工事業	1000分の14	1000分の14	
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000分の14	1000分の9	
	その他の建設事業	1000分の21	1000分の19	
	製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1000分の7.5	1000分の6.5
たばこ等製造業		1000分の6.5	1000分の5.5	
繊維工業又は繊維製品製造業		1000分の5.5	1000分の4.5	
木材又は木製品製造業		1000分の18	1000分の15	
パルプ又は紙製造業		1000分の7.5	1000分の7	
印刷又は製本業		1000分の5	1000分の4.5	
化学工業		1000分の6.5	1000分の5	
ガラス又はセメント製造業		1000分の7.5	1000分の7.5	
コンクリート製造業		1000分の14	1000分の14	
陶磁器製品製造業		1000分の17	1000分の18	
その他の窯業又は土石製品製造業		1000分の26	1000分の26	
金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		1000分の7.5	1000分の7	
非鉄金属精錬業		1000分の7.5	1000分の8.5	
金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		1000分の8.5	1000分の7.5	
鋳物業		1000分の18	1000分の19	
金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）		1000分の14	1000分の11	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）		1000分の9	1000分の7.5	
めつき業		1000分の8.5	1000分の6	
機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		1000分の7	1000分の6.5	
電気機械器具製造業		1000分の4.5	1000分の3.5	
輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		1000分の6	1000分の5	
船舶製造又は修理業		1000分の22	1000分の23	
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		1000分の4.5	1000分の3	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		1000分の5.5	1000分の4	
その他の製造業		1000分の8	1000分の7.5	
運輸業		交通運輸事業	1000分の5.5	1000分の5
		貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1000分の13	1000分の11
		港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1000分の13	1000分の12
		港湾荷役業	1000分の23	1000分の17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業		電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000分の4.5	1000分の3.5
その他の事業		農業又は海面漁業以外の漁業	1000分の12	1000分の12
		清掃、火葬又はと畜の事業	1000分の13	1000分の13
	ビルメンテナンス業	1000分の6.5	1000分の6	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1000分の7	1000分の7	
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000分の4.5	1000分の3	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の5	1000分の4	
	金融業、保険業又は不動産業	1000分の4.5	1000分の3	
	その他の各種事業	1000分の4.5	1000分の3	